

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

| | | | | | |
|-------|--|------|-------|-------|------|
| 事務事業名 | 都市計画法第 53 条建築許可事務事業 | | | 事業コード | 0749 |
| 所属コード | 091000 | 課等名 | 都市計画課 | 係名 | 業務係 |
| 課長名 | 山影 毅 | 担当者名 | 菊池 友美 | 内線番号 | 7212 |
| 評価分類 | <input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理 | | | | |

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

| | | | | |
|------------|--|--------------|-----------|---|
| 総合計画 体系 | 施策の柱 | 快適な都市機能 | コード | 7 |
| | 施策 | 適正な土地利用計画の推進 | コード | 1 |
| | 基本事業 | 土地利用の管理・指導 | コード | 2 |
| 予算費目名 | 一般会計 8 款 4 項 5 目 都市計画調査事務 (001-01) | | | |
| 特記事項 | | | | |
| 事業期間 | <input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 | 開始年度 | 平成 13 年度～ | |
| 根拠法令等 | 都市計画法 53 条による | | | |

(2) 事務事業の概要

都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において、建築物の建築をしようとするときの申請受付と許可を行う事務。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域に建築される建築物が、将来、都市計画事業を実施する際に、その事業実施の支障 (移転補償費の増大、事業期間延長などによる事業費の増大等) となる事態を避けるため、都市計画施設等の区域内における建築の規制が都市計画法で定められている。(平成 13 年度以降、市が特例市となったため、許可事務を行っている)

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

- ・国及び地方公共団体は、厳しい財政運営が続いており、都市計画事業の着手・完了時期の見通しが立たない所が多いため、許可基準緩和や都市計画の見直しが求められることがある。
- ・都市計画決定している各都市計画事業の着手・完成に係る情報 (例えば今後 10 年以内に着手する計画のもの、今後 10 年以上先、30 年以上先の着手計画のものという区分) を市民等に示すことが求められることがある。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が、何が対象か)

都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域において、建築物を建築しようとする者の許可申請。

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

| 指標項目 | 単位 | 23年度 実績 | 24年度 実績 | 25年度 実績 | 26年度 見込み | 26年度 実績 |
|--------------------|----|------------|------------|------------|-------------|------------|
| A 建築物を建築しようとする申請件数 | 件 | 106 | 95 | 62 | 62 | 63 |
| B | | | | | | |
| C | | | | | | |

(3) 26年度に実施した主な活動・手順

- ・建築物の建築規制の説明等
- ・許可申請書の受付
- ・許可申請書の審査
- ・許可書の交付

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

| 指標項目 | 単位 | 23年度 実績 | 24年度 実績 | 25年度 実績 | 26年度 目標値 | 26年度 実績 |
|--------------|----|------------|------------|------------|-------------|------------|
| A 申請等受付・審査件数 | 件 | 106 | 95 | 62 | 62 | 63 |
| B 業務時間 | 時間 | 171 | 143 | 81 | 81 | 200 |
| C | | | | | | |

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

- ・上記（1）の対象物が、将来、都市計画事業を実施する際に、その事業実施の支障となる事態を避ける。
- ・移転又は除却の容易な建築物の建築について、許可基準に適合する建物の建築許可を行う。
- ・許可事務を迅速に行う。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

| 指標項目 | 性格 | 単位 | 23年度 実績 | 24年度 実績 | 25年度 実績 | 26年度 目標値 | 26年度 実績 |
|------------------|--|----|------------|------------|------------|-------------|------------|
| A 受付件数に対して許可した件数 | <input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持 | 件 | 93 | 88 | 59 | 59 | 62 |
| B 1件当たり平均処理日数 | <input type="checkbox"/> 上げる <input checked="" type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持 | 日 | 4.5 | 5.0 | 4.8 | 4.8 | 4.5 |
| C | <input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持 | | | | | | |

(7) 事業費

| 項目 | 財源内訳 | 単位 | 23年度 実績 | 24年度 実績 | 25年度 実績 | 26年度 計画 | 26年度 実績 |
|-----|------------------|----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 事業費 | ①国 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ②県 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ③地方債 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ④一般財源 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ⑤その他() | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | A 小計 ①～⑤ | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人件費 | ⑥延べ業務時間数 | 時間 | 171 | 143 | 81 | 81 | 200 |
| | B 職員人件費 ⑥×4,000円 | 千円 | 684 | 572 | 324 | 324 | 800 |
| 計 | トータルコスト A+B | 千円 | 684 | 572 | 324 | 324 | 800 |
| | 備考 | | | | | | |

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

【理由】 将来都市計画事業実施の際、起こり得る支障を極力回避できる。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

【理由】 法定事務であるため。

③ 対象の妥当性

妥当である。

【理由】法定事務であるため。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

【理由】法定事務であるため、廃止できない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がない。

【理由】正確かつ迅速な事務処理により、許可日数の短縮に努めている。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平である。

【理由】特定の受益者がいないため。

(4) 効率性評価

事業費、人件費ともに削減できない。

【理由】受付件数に左右されるため。また、事業費人件費とも最小に止めているため。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

| | | | | |
|---------------|-----------|-------------|-----|------|
| 総合計画 体系（新） | 施策（方針） | 計画的な土地利用の推進 | コード | 16 |
| | 小施策（推進項目） | 土地利用の管理・指導 | コード | 16-2 |

(2) 改革改善の方向性

改革改善の方向性

特になし。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

特になし。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法定事務であり、市がこの事務事業を実施することは妥当である。

引き続き、正確かつ迅速な事務処理に努める必要がある。